

「広島市消費生活条例第16条第1項に規定する不当な取引行為の指定」新旧対照表

現 行	改 正 (案)
第1 条例第16条第1項第1号に該当する行為 1～6 (略)	第1 条例第16条第1項第1号に該当する行為 1～6 (現行に同じ。)
第2 条例第16条第1項第2号に該当する行為 1～10 (略)	第2 条例第16条第1項第2号に該当する行為 1～10 (現行に同じ。)
第3 条例第16条第1項第3号に該当する行為 1～9 (略)	第3 条例第16条第1項第3号に該当する行為 1～9 (現行に同じ。)
第4 条例第16条第1項第4号に該当する行為 1 不当な免責条項を定める契約 事業者の債務不履行若しくは不法行為若しくは商品売買契約等の目的物の瑕疵により生じた損害賠償責任の全部若しくは一部を不当に免除し、又は商品売買契約等の目的物の瑕疵に係る補修責任を一方的に免責させる内容の条項を含む商品売買契約等を消費者に締結させること。 2～12 (略)	第4 条例第16条第1項第4号 1 不当な免責条項を定める契約 事業者の債務不履行若しくは不法行為若しくは商品売買契約等において、引き渡された目的物が種類若しくは品質に関して契約の内容に適合しない場合の責任の全部若しくは一部を不当に免除する内容の条項を含む商品売買契約等を消費者に締結させること。 2～12 (現行に同じ。)
第5 条例第16条第1項第5号に該当する行為 1～9 (略)	第5 条例第16条第1項第5号に該当する行為 1～9 (現行に同じ。)
第6 条例第16条第1項第6号に該当する行為 1～3 (略)	第6 条例第16条第1項第6号に該当する行為 1～3 (現行に同じ。)
第7 条例第16条第1項第7号に該当する行為 1～2 (略) 3 書面によらないことを理由とするクーリング・オフの妨害 消費者のクーリング・オフの権利の行使に際して、口頭によるクーリング・オフの権利の行使の意思表示に対し書面によるべきことを告げないで、又は口頭によるクーリング・オフの権利の行使を認めておきながら、後に書面によらないことを理由として、商品売買契約等の成立又は存続を強要すること。 4～10 (略)	第7 条例第16条第1項第7号に該当する行為 1～2 (現行に同じ。) 3 書面又は電磁的記録によらないことを理由とするクーリング・オフの妨害 消費者のクーリング・オフの権利の行使に際して、口頭によるクーリング・オフの権利の行使の意思表示に対し書面若しくは電磁的記録によるべきことを告げないで、又は口頭によるクーリング・オフの権利の行使を認めておきながら、後に書面若しくは電磁的記録によらないことを理由として、商品売買契約等の成立又は存続を強要すること。 4～10 (現行に同じ。)
第8 条例第16条第1項第8号に該当する行為 1～3 (略)	第8 条例第16条第1項第8号に該当する行為 1～3 (現行に同じ。)